

# 「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」

## の判断基準に係る指針について

平成 19 年 3 月 13 日

改正 平成 22 年 6 月 25 日

国土交通省独立行政法人評価委員会

国土交通省独立行政法人評価委員会及び分科会における、所管独立行政法人の業務実績評価については、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成 14 年 2 月 1 日国土交通省独立行政法人評価委員会決定）」（以下「基本方針」という。）に定められ、これに沿った評価が実施されてきているところであるが、今般改めて、その年度評価・中期目標評価に係る判断の基準及びその運用について、以下のとおりであることを確認することとする。

### I. 基本認識

1. 当省所管の独立行政法人は、幅広い所掌分野のほぼ全般にわたり、多くの独立行政法人が存在することに加え、調査研究活動の特性に応じて創造性を発揮しつつ、科学技術に関する調査研究を実施する、いわゆる「研究系」の独立行政法人、法令等で規定された業務に関して法令等で規定された方法により安定的かつ着実に事務・事業を実施する「業務系」の独立行政法人、教育機関として専門的な分野における技術者等を養成するため高度な教育訓練を行う「教育系」の独立行政法人、特別の法令等に規定された計画等に従い融資・保証を行ったり、発達する金融技術を用いて債権の流動化等の新たな金融機能に係る業務を実施する「金融系」の独立行政法人が存在する。
2. 当省の独立行政法人評価委員会及び分科会は、こうした多様な業務実施態様を示す各独立行政法人の性格・特質等に応じて、各法人の業務実績に関する評価の運用を行ってきており、各分科会における所管法人の特性に応じた評価の運用の方法等を、独立行政法人評価委員会として、基本的に尊重することとしている。また、各分科会における評価手法についても、適当な方法により内容を明示した上で、法人毎に弾力的な運用ができることとしているところである。（年度評価について、基本方針Ⅱ. 2. (2)①、中期目標評価について、基本方針Ⅲ. 4. (2)①。例として、他省と共管の独立行政法人において、5 段階以外の個別項目の評価を行う場合等。）

## Ⅱ 評価について

3. 年度評価及び中期目標評価において、個別項目ごとに実施される評価及び実施状況全体の評価を経て、総合評価に導く意見集約等の方法についても、分科会ごとに、それぞれ所管の独立行政法人の特性等に応じて、分科会及び分科会長のリーダーシップにより意見集約等を実施して頂くことが適当と考えているところである。ただし、独立行政法人通則法上、評価権限は評価委員会に付与されているものである。年度評価は委員長の同意を得て分科会の議決をもって委員会の議決とすることができるとされており、委員長が4. 及び5. の観点から問題があると認める場合には、同意が得られず評価の修正等を行う必要が生じる。なお、中期目標評価は、最終的には委員会審議事項である。
4. 他方、省外等から、当省所管の独立行政法人を見る目が厳しいという現実を考慮し、評価の信頼性への無用の疑念を招かないためにも、最高の評価である SS の評価については、抑制的に、「減多につかない」ものとして扱うべきである。なお、この場合、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。(年度評価について、基本方針Ⅱ. 2. (2)①、中期目標評価について、基本方針Ⅲ. 4. (2)①)
5. 評価の判断基準については、具体的に、以下のように取り扱うこととしている。

### 【評価の判断基準について】

#### (「A」の評価について)

- 中期目標・年度計画にしたがって、順調に業務を実施し、成果を上げている場合には、「着実に」実績を上げている場合と考えられ、Aとしての評価とする。

#### (「S」又は「B」の評価について)

- それを超えて、目覚ましく業務を実施している(単に順調に目標を達成している(しつつある)のみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容が必要。したがって、単に順調に目標を達成している(しつつある)というだけではAとしての評価となる。)場合(量的かつ質的)には、以下の特別な場合を除き、「優れた」実績を上げている場合と考えられ、S の評価とする。(逆に、「概ね着実に」実施している場合には、Bの評価とする。)

#### (「SS」又は「C」の評価について)

- 中期目標・年度計画において想定していた範囲を、量的かつ質的にはるかに超えて、事

前には実現することが極めて困難と考えられた実績を上げており、事後的に見ても当該実績を上げることが異例と考えられる場合には、特別な場合、すなわち、「特筆すべき優れた」実績を上げている場合と考えられ、例外的に SS としての評価をすることを妨げない。(逆に、中期目標に照らし、量的・質的に、また、事前・事後から判断しても、実績が上げられていない場合には、「十分な実績が上げられていない」場合として、Cとしての評価とする。)

#### (理由の開示について)

- ① 総合評価において、最高の評価(SS)又はその次の評価(S)とする場合には、総合評価が独立行政法人の評価において重要な役割を果たしていることに鑑み、「特筆すべき」等の判断となった理由について、次の②の措置により一層の透明化等を図ることとする。特に、評点の分布状況中、最頻値の評価と異なるものを総合評価とする場合(例えば、Sが7、Aが10である場合に、総合評価においてSとする場合)には、このような要請が認められるものとする。
- ② 具体的な措置としては、総合評価について、指定様式の評定理由の欄には、「別紙参照」と記述した上で、別紙の文書(様式を問わない)にて、より詳細な理由を記述することとする。(中期目標評価においては、評価委員会の審議の際に、分科会から提出を求めることとする。)指定様式における評定理由の欄等においては、従来より、最高の評価となった場合において、特筆すべきとの判断となった理由について他の評価項目における場合との違いを含めて明確に記述することとしていたところであるが、この措置により、従来にも増して、基準の明確化、透明度の向上が図られることとなる。